

岩倉市学校給食用物資納入業者指定基準

1 岩倉市物件納入等参加資格の他、給食物資納入業者は下記の基準によるものとする。

(提出書類)

2 岩倉市学校給食用物資納入指定申請書（第1号様式）を岩倉市学校給食センターに提出する。

(基準)

3 業者の指定基準は、次のとおりとする。

(1) 配送能力

事務所から岩倉市学校給食センターまでの所要時間が原則として60分以内であること。ただし、必要物資の調達、配送に支障がないと認めた場合は、この限りではない。

(2) 衛生状況

- ① 保健所の監視点が良好であること。
- ② 従業員の健康管理が十分に行なわれていること。
- ③ 製造加工業者については、製造工場、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備していること。
- ④ 従業員の腸内細菌検査成績証明書を月1回以上提出すること。

(3) 供給能力

- ① 仕入れ、製造及び加工能力が所要量を供給し得ること。
- ② 当該物資を市が指定する日時までに必ず納入できること。

(4) 信用状況

- ① 事業経歴が正しく、経営状況が良好であること。
- ② 食品に関する法律及び諸規定が尊守されていること。
- ③ 納税義務が履行されていること。

(指定有効期間)

4 岩倉市物件納入等参加資格に準ずる。（2年間）